

県立淡路医療センター運営懇話会 公募委員を募集します

(締め切り：令和7年7月31日(木) 必着)

高齢化や少子化の進展など、社会が大きく変化しようとしている現在、県立病院を取り巻く環境もまた、大きく変わろうとしています。県立病院では、今後ともよりよい医療を提供するため、県民のみなさんの幅広いご意見を病院運営に反映していきたいと考えています。

そこで、県民のみなさんの幅広いご意見をいただく場として設置している「県立淡路医療センター運営懇話会」の委員の一部について、公募を行っています。

- 1 **応募資格** 以下の条件にすべて該当する者とします。
 - ・県立病院の運営について、関心のある者
 - ・年間1回程度開催する懇話会の会議に出席できる者
 - ・年齢が満20歳以上の者
 - ・兵庫県内に居住し、又は在勤する者
 - ・国又は地方公共団体の議員又は常勤の公務員ではない者
 - ・医療機器業者・薬品業者等病院と利害関係を有する組織団体に所属していない者
 - ・他の附属機関等の公募による委員との併任でない者
- 2 **募集人員** 1名を募集します。
- 3 **委員の責務** ・懇話会の会議に出席し、病院長をはじめとする病院職員や、他の委員との意見交換に参加していただきます。
(会議への出席者には、規定による報酬及び交通費をお支払いします。)
 - ・県行政に対する特別な地位が与えられるものではありません。
 - ・委員としての地位を政治、営利又は宗教的目的に利用してはいけません。
 - ・懇話会において知り得た秘密を守らなければいけません。
- 4 **委員の任期** 委嘱のあった日より令和10年3月31日までとします。
- 5 **応募の方法** 次のテーマに基づいた400字程度の作文(様式自由)及び住所、氏名(ふりがな)、生年月日、連絡先電話番号、職業、略歴、自己PRを記載した書面を、郵送、ファックス又はE-mailで提出してください。なお、ご提出いただいたものはお返ししませんので、ご了承下さい。

テーマ「県民のための県立淡路医療センターの運営」

趣旨： 県民が期待する医療をより効果的・効率的に提供していくにあたっての、
県立淡路医療センターの役割や運営のあり方 等について、お考えをお書き下さい。

- 6 **締め切り** 令和7年7月31日(木) ※ 当日消印有効
(メール受付終了時刻 令和7年7月31日(木)17時)
- 7 **結果の通知** 作文及び面接により委員を決定し、令和7年9月下旬頃に、応募者全員に結果を文書でお知らせする予定です。

詳しくは、県立淡路医療センター運営懇話会委員公募要領及び県立淡路医療センター運営懇話会公募委員審査要領 等(下記、関連資料欄)をご覧ください。

- 《関連資料》
- ・ 県立淡路医療センター運営懇話会委員公募要領
 - ・ 県立淡路医療センター運営懇話会公募委員審査要領

県立淡路医療センター運営懇話会委員公募要領

(目的)

第1条 この要領は、県立淡路医療センター運営懇話会の委員の一部に公募による委員を登用するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(応募の資格)

第2条 応募の資格は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 県立病院の運営について、関心を持ち、議論することができる者
- (2) 年間1回程度開催する会議に出席できる者
- (3) 年齢が満20歳以上の者
- (4) 兵庫県内に居住し、又は在勤する者
- (5) 国・地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない者
- (6) 医療機器業者・薬品業者等病院と利害関係を有する組織団体に所属していない者
- (7) 他の附属機関等の公募による委員との併任でない者

(募集人員)

第3条 公募による委員は1名とする。

(応募方法)

第4条 応募にあたっては、次の書類（書式は任意）を提出するものとする。

- (1) 「県民のための県立淡路医療センターの運営」というテーマに基づいた400字程度の作文
- (2) 応募者の氏名、職業、生年月日、住所、連絡先電話番号、略歴・自己PRを記載した書面

(書類の提出先)

第5条 書類は、県立淡路医療センター総務部総務課に提出する。提出の方法は、郵便、FAX、電子メールのいずれの方法も可とする。

(委員の選考等)

第6条 委員の選考及び選考結果の通知については、別に定める県立淡路医療センター運営懇話会公募委員審査要領に基づき行う。

(募集期間)

第7条 募集期間は、概ね1箇月程度とする。

(委員の任期)

第8条 公募による委員の任期は、公募でない委員の任期と同じとする。

(委員の責務等)

第9条 委員の責務等は、以下に定める。

- (1) 委員は、県立淡路医療センター運営懇話会に出席し、自らの学識、経験等に基づき、自己の責任において議論に参加すること
- (2) 委員に対しては、県行政に対する特別な地位が与えられるものではないこと
- (3) 委員は、その地位を政治目的、営利目的又は宗教的目的に利用しないこと
- (4) 委員は、その立場上、知り得た秘密を守ること

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員の公募に関する事項等については、必要の都度、別途定める。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

県立淡路医療センター運営懇話会公募委員審査要領

(目的)

第1条 県立淡路医療センター運営懇話会委員公募要領第6条の規定に基づき、公募委員の選考及び選考結果の通知を行うため、県立淡路医療センター運営懇話会公募委員審査要領を定める。

(基本方針)

第2条 選考に当たっては、この要領に定める基準によって、公正かつ公平に行うこととし、これを担保するため、審査結果については記録として保存し、開示の要求があったときは、これに応ずるものとする。ただし、審査内容等、個人のプライバシーに関するものについては開示しない。

(選考の基準)

第3条 選考に当たっては、次に定める基準により、審査を行う。

(1) 書類審査

- ア 応募作文がテーマに沿った内容であること。
- イ 作文全体として構成力があること。
- ウ 文章が正確であり、表現力が豊かなこと。

(2) 面接審査

- ア 面接員の質問を正確に理解し、的確な回答ができること。
- イ 自らの考えを明解・端的に話す能力を有すること。
- ウ 懇話会委員としてふさわしい人格を備えていると認められること。
- エ 懇話会の一員として、会議の円滑な運営に協調できる資質を備えていること。

(3) 共通事項

- ア 知識、経験が豊かであり、一貫した論旨のもと、自分自身の考え方が明確に表明できること。
- イ 柔軟で独創的な発想や思考力が認められること。
- ウ 県立病院の運営について深い関心を持ち、懇話会委員としての積極的な参加意欲が認められること。

2 委員経験者は面接審査を省略することができる。

(選考会議の設置)

第4条 委員の選考にあたり、選考会議を設置する。

2 選考会議は、次に掲げる者（以下「選考委員」という。）をもって構成する。

- (1) 病院長
- (2) 管理局長
- (3) 看護部長
- (4) 当該懇話会の会長（不在等の場合は除く）

3 選考会議には選考委員長を置き、病院長をもって充てる。

4 選考会議は、必要に応じ、選考委員長が招集する。

5 選考委員長に事故があるとき、又は選考委員長が欠けたときは、あらかじめ選考委員長の指名する委員が、その職務を行う。

6 選考委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ選考委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(予備選考)

第5条 応募者数が10名を超えた場合には、予備選考を行う。

2 予備選考は、県立淡路医療センター総務部の職員（部長等3名）が行う。

3 予備選考は、第3条の「(1) 書類審査」に定める基準で評価し、10名程度を選定する。

(本選考)

第6条 本選考は、選考会議をもって行うものとする。

2 選考会議は、第3条の「(2) 面接審査」及び「(3) 共通事項」に定める基準で評価し、選考委員の一致により、委員候補者1名を決定する。ただし、予備選考を実施していない場合は、第3条の「(1) 書類審査」に定める基準も併せて評価するものとする。

3 委員候補者のほか、次点候補者を選定する。

(応募者への通知)

第7条 選考終了後、委員候補者として選定された者に選考結果を通知し、委員就任の承諾を得る。

2 委員候補者が辞退した場合には、次点の者を繰り上げる。

3 委員に選定されなかった応募者に対しては、書面により選考結果を通知する。

(その他)

第8条 応募に当たって提出された書類及び作文は返却しない。

(補則)

第9条 この要領の定めるもののほか、審査に関する事項等については、必要の都度、別途定める。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。